

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1113号

2022年（令和4年）2月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関する
ことに係る個人情報を目的外に提供することについて（答申）

2022年（令和4年）1月21日付けで諮問（第1113号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

海老名市長から空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づき、空家等の所有者等の把握のため、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、海老名市長に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

なお、照会書に照会対象者の生年月日の記載がないが、照会者に確認したところ、本人の生年月日と一致していたため、本人特定はできている。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

保護受給の有無、住所、氏名、生年月日、本人の連絡先

なお、照会書の照会事項の提供の必要性を海老名市長に確認し、本人以外で本人へ連絡できる者の連絡先及び担当ケースワーカーの有無（いる場合に

は、氏名及び連絡先)については提供する必要はないものと判断した。

イ 目的外に提供する相手方

海老名市長

ウ 目的外提供の根拠規定

空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ウ) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づくものである。

空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定は、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる、としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した海老名市長によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、空家等の所有者等の把握の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件照会の具体的な必要性について、海老名市長に問い合わせたところ、次のように述べている。

照会対象者が所有している住宅(空き家)について、倒壊のおそれがあるため、早急に必要な措置をとるよう指導を行いたい。生活保護受給中であれば、生活援護課で把握している連絡先を確認したい。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、ほかの代替手段が想定し難いものである。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を提供する際には、条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講ずるよう伝えるものとする。

また、個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているため、本人通知を行うものとする。

(3) 添付書類

ア 照会書

イ 回答書(案)

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断をす

るものである。

本件照会は、正当な請求権を有した海老名市長によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性について、海老名市長に問い合わせたところ、次のように述べている。

照会対象者が所有している住宅(空き家)について、倒壊のおそれがあるため、早急に必要な措置をとるよう指導を行いたい。生活保護受給中であれば、生活援護課で把握している連絡先を確認したい。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、ほかの代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。

以 上